



これからも前を向いて歩こう

第8回総会・交流企画、盛大に開催！！

2023年7月1日、大阪弁護士会館を会場とし、オンライン併用で第8回総会・交流企画が行われました。会場参加は68人、オンライン参加は180人以上。北は北海道、南は九州まで全国から多くの人が集いました。裁判が行われているのは29都道府県ですが、そのうち26地域からの参加がありました。

■開会のあいさつ■



(木下秀雄共同代表)

木下秀雄共同代表は、全国的な地裁勝訴の判決が続くなか、大阪高裁判決敗訴を迎えたものの、地裁判決では原告勝訴が続いていることに触れ、大阪は全国の運動に励まされたことを強調しました。「裁判は最後の大きな壁に取り掛かっている状況にあり、高裁判決で勝訴判決をいかに多くとるかにかかっています。裁判が長期化するなかで原告が死亡したり、物価があがるなど厳しい情勢のなか、元気であることが闘いです」と話しました。

まずは第8回総会が行われました。丁寧な議案説明の後、すべての議案が承認されました。

■基調講演(要旨)■

いのちのとりで裁判の到達点とめざすべきもの
尾藤廣喜弁護士・共同代表

魚鱗の陣形でたたかう

最初に、生活保護制度の意義、位置づけを確認し、生活保護基準引下げに際して利用されたゆがみ調整の2分の1問題、デフレ調整の不合理さを説明しました。

そして、いのとり裁判に挑むために、歴史小説を引き合いに出し、諸葛亮八陣のうち「魚鱗」(敵陣の中央突破を狙う攻撃型の陣形)をとったこと、この「魚鱗の陣」を勝つための条件や武器についての考え方を話しました。武器は、老齢加算廃止を争った生存権裁判であり、最高裁判決では原告側が75%勝っていたことをあげました。そして京都訴訟原告の松島松太郎さんが「勝訴するまで闘う」の言葉であり、そういう原告とともに闘えたことです。



(尾藤廣喜弁護士・共同代表)

「天地人」がそろった大阪地裁判決

最初の判決となった名古屋地裁判決の不合理さ、おかしさを指摘し、その後の大阪地裁は勝訴しましたが「天地人」がそろったからであり、判決内容は最高裁判決の素直な当てはめだと評価しました。しかし、その後は札幌、福岡、京都、金沢、神戸、秋田、佐賀地裁は勝てませんでした。熊本地裁で勝訴に転じました。その後、東京などの地裁判決勝訴が続きました。

大阪高裁判決とその後の地裁勝訴

そして大阪高裁判決の原告敗訴です。判決の問題点は、①専門家機関の役割を否定したこと、②「専門的知見との整合性」について考え方を換え、違法となるのは「確立した専門的知見との矛盾」が認められる場合に限定し、それを原告が立証することを求めていること、③「統計等の客観的数値や専門的知見との整合性」があるかについて一切審査せず、④生活保護利用者の経済的窮状を「国民の多くが感じた苦痛の同質のもの」と切り捨てたことです。大阪高裁判決後には、千葉、静岡地裁判決では勝訴しています。

判決の到達点は？

判決の到達点をどう見るかについては、次の通りです。①地裁レベルでは11勝10敗にもなるのはこれまでにない、②大阪高裁判決の判断枠組みは生存権裁判の最高裁判決の違法となる枠組みとは違っていること、③とはいえ、初の高裁判決が請求棄却であったことから、今後の地裁判決、高裁判決がどうなるか大きく注目されます。

私達の求めることと行動アクション

私達の求めること(試案)は、①被害を回復すること、②生活扶助基準の改定方法を適正化すること、③すべての人にとって利用しやすい生活保護制度にすること(運用の改善)、④「生活保障法」を制定することです。

そして実現のためのアクションプランは、①訴訟体制の再構築と名古屋高裁判決の意義を確認し取り組

みを強める、②最高裁に向けた行動を強化する、③全国の闘いの行動な連携、④取組みの結節点として、2024年4月頃に日比谷野外音楽堂で大規模な集会・パレードを行うことを掲げました。これらを全国で取組み、厚生労働省を取り囲む必要があります。

私たちの強みは原告1000人、ともに1歩を

最後に、朝日茂さん、健二さんが常に言っていた「権利はたたかう者の手にある」を紹介します。朝日健二さんは1人で全国を歩きましたが、私たちの強みは原告が1000人いることであり、これらに確信を持ち進んでいきましょう。



(司会の萩原さん(左)と雨田信幸さん(右))

各地の原告、支援者、弁護団の発言 そして、若者からの応援発言

千葉の支援者・高野さん

勝訴は、感動と喜びでした。裁判は9年に及びました。千葉県政は保守王国で、社会保障予算割合は最下位です。今回の裁判は、千葉県の生活保護のあり方に光をもたらしました。全国と連携して取り組んでいきたいです。

静岡の支援者・水谷さん

勝訴は原告6人の頑張りによります。副団長はアルコール依存症をかかえ大変な毎日を送っていた時期があります。裁判で沢山励まされ、病気とともに考え方も良くなりました。裁判が自分の人生に大きな影響を及ぼしました。この裁判は人間の尊厳や生存権が問われている問題です。



(大阪の原告・江田さん)

大阪の原告・江田さん

大阪の不当判決後に体調不良になりましたが、その後の千葉、静岡地裁判決を聞いて気持ちが明るくなりました。専門家会議の十分な議論なく決めた基準引下げはでたらめです。国はただちに元の基準に戻すべきです。生活保護基準は、生活の土台です。原告の一人として、元気に闘う決意です。

広島の支援者・濱口さんと原告・中村さん

濱口さんは、「基調講演を聞いて、広島も確信を持って判決に臨みます。現在、1万人署名をしています。15日に行動日にして、街頭宣伝をしてきました。10月に判決を迎えるので、そのための決起集会も行う予定です」と話しました。中村さんは、「憲法25条を守ってもらうために頑張ります」と話しました。

三重の弁護士・馬場弁護士

最近の状況では、1月に尋問がありました。そのうちの1人が原告の宮崎さんでした。生活実態が伝わり良かったです。裁判長は積極的に質問し、書面をよく読んで印象を持ちました。原告の宮崎さんは尋問後に急逝してしまいました、大変残念としか言えません。

愛知の支援者・樽松さん

支援する会は場外乱闘が好きで、デフレ調整のおかしさについて市民に訴えてきました。高裁は絶対勝ちたい。裁判所でも積極的にチラシをまくなどして年内判決に備えています。大阪の借りを名古屋で返します。

愛知の原告・澤村さん

今度は大阪高裁の負けを名古屋高裁で取り返します。11勝10敗ですが、コピペ判決を抜けば、勝訴が圧倒的に多いです。今回の集会でも勇気づけられています。原告が亡くなっていくのが辛いです。保護利用者は、元々人とのつながりが乏しいのです。集会で原告の話を知ると、涙が出てきます。生きている限りは頑張ります。



(愛知の原告・澤村さん(左)と支援者・樽松さん(右))

ホームドア・浦越さん(若者からのエール)

大阪でホームレス支援しています。広島大学で貧困問題を学びました。生活保護は制度としてあっても活用されなかったり、理念が生活に反映されないと形骸化されてしまいます。そうならないように利用者が声を上げている貴重さを感じてきました。生活支援や情報提供をしています。これから大阪の「生活のしおり」のチェックをしていく予定です。声を上げられない人、保護を受けられていない人の声を上げてくれているのが原告であり、尊敬の念を持っています。

大学生・佐竹さん(若者からのエール)

生活保護世帯出身で、そのうち6年間は児童養護施設で育ちました。大学進学と生活保護に関心があります。法律学については高校時に関心を持ち、勉強も続けています。全国の皆さんと生存権等の実現に取り組んでいきたいです。

東京の原告・Oさん

もうすぐ結審し、早ければ年度内には判決の見込みです。ネットで悪口を書かれたがくじけず闘っています。来年春には勝利の報を伝えたいです。

裁判所に期待し、 期待するために闘っていきましょう！



■総会・交流企画まとめ(要旨)■

小久保哲郎弁護士

逆転敗訴をのりこえて

4月14日の大阪高裁判決は思いもかけない逆転敗訴で、ショックでした。例えは不適切かもしれませんが、高嶺の花の女性に思いを込めて長文のラブレターを書き続け、相手も気がある、思いは伝わっていると思っていたのに、まったくの勘違いで手ひどくふられたような思いです。

でも、ショックの大きさは名古屋地裁判決のときよりだいぶましでした。ひとつは、この間、名古屋地裁の経験もあり、「裁判所ってそんなとこやわな。権力機関の一翼である以上、完全に心を許したらあかん」ということを学んでいました。僕も大人に近づきました。

10年積み上げてきた成果—原告の力

もうひとつは、この運動を10年積み重ねてきた成果が確実にあることです。2013年春に最初の基準引下げのあと、尾藤先生が1万件審査請求をすと言い出したときは、内心難しいんじゃないかと思っていました。でも、現実に2か月で1万件になりました。次に1000人の原告と言った時も同様でしたが、できました。現在では、全国で300人もの弁護士が手弁当で力を尽くしています。そして、原告は「成長」というのは上からの表現かもしれませんが、たくましく変化しています。今日発言された大阪の江田さんは最初は人前に出て話すタイプではなかったけど、最近は力強く声を上げています。京都の森さんもそうです。多くの人たちが生活保護利用者の代表として声をあげ、話もどんどんうまくなっています。

この裁判は勝たなければならない

弁護団も寝不足になりながら書面を作っています。相互に厳しく批判的な意見もぶつけ合いながら取り組んでいます。この裁判は勝たなければならないからです。弁護士はプロフェッションとして闘っていますが、私にとって、この裁判はライフワークであり、生きがいであります。この運動自体に意味があると思っています。

「やってよかった」と思える運動をつくる！

現在、地裁レベルで11勝10敗です。裁判所に過度な期待は禁物ですが、裁判所に期待するしかないし、期待に応えてくれる裁判所もある。そういう裁判所を増やすために闘っています。三重、沖縄など今後は9つの地裁で判決が続きます。大阪高裁の「借り」を返すため、名古屋高裁では勝訴をとりに行きます。さらに全国の原告、支援者、弁護団の連携を強めていきましょう。いつかはこの運動が終わるときが来ますが、終わったときに「やってよかった」と皆で思える運動にしたいです。これからがんばりましょう。

■閉会のあいさつ■

前田美津恵共同代表が、「良い総会になったと思います。これから、大阪高裁で負けたのを名古屋高裁でかたきをとります。原告の皆さん、体に気を付けて取り組んでください。原告、支援者、弁護団が連帯して取り組んでいきましょう」とあいさつし、閉会しました。

■フィナーレ動画■

「前を向いて歩こう」の曲に載せて、各地の原告や支援する会の活動の写真を流しました。どの講演、発言も元気が出るものばかりでした。

<いのちのとりで裁判全国アクションへ入会・更新をお願いいたします>

HPより入会・更新手続きの上、年度会費をお振り込みください。

年度会費：(個人)1口500円、(団体)1口1000円

〈口座〉○ゆうちょ銀行 記号番号14070-49720311 口座名義 いのちのとりで裁判全国アクション
○他金融機関からの振り込みの場合 【店名】408(読み ヨンゼロハチ) 【店番】408
【預金種目】普通預金 【口座番号】4972031

HPをご覧になれない方は

①個人or団体の口数、②名前(所属)
③住所④電話⑤FAX⑥メールアドレスを
ご記入の上、いのちのとりで
裁判全国アクション事務局まで
FAX(06-6363-3320)してください。